慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マナァと荘園の比較
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.7 (1921. 7) ,p.986(74)- 1004(92)
JaLC DOI	10.14991/001.19210701-0074
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210701-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マナアと莊園の比較

瀧本誠一

日本に於て英語の Manor を莊園と譯したる最初の人は誰なりしか詳かならざれども、今より三十年前米人 Wigmore 氏が Dr. Simmons 氏の遺著として出版したる Notes on Land tenure in Japan（一八九〇年亞細亞協會出版）に於て、栗田寛氏の莊園考を引用し Shoyen を Manor と英譯したことありしが、其の頃より以來我が學界に於てはマナアに莊園の邦語を當嵌めて、何人も不穩當としたるものなく、一般に莊園をマナアと同視して疑はない樣である、夫れ故歐米の學者なども矢張此の二者を同じものと信じ、現に英國に於て經濟史專攻の大家として知られたる Ashley 教授すら、前記シモンス氏遺著の批評中に Shōyen may fairly be translated Manors と斷言し居らるゝ位のことである（Surneys. 135. 參照）然れども日本の莊園は中世紀時代歐洲諸國に行はれたるマナアとは其の外形に於ては稍や似たる所あつても、其の內容の實質に於ては、大に異なつて居つたものである、故に余は今茲に二者の主もなる特徵を列擧比較して、その異同を辨するの必要あるべしと思ふのである。

（一）莊園の起原及定義

莊園の起原に就ては栗田寛氏の莊園考を始めとして、其他學者の研究發表せられたるもの往々之れなきにあらざるも、莊園とはドンなものであるか、其の內容は如何なるものなるかを明かにして、正確なる定義を下したるものは余の未だ知らざる所である、栗田氏は莊園の起原を述べてコウ云つて居る。

王制漸弛みて紀綱振はざりしより、諸國に新立の莊園多くなりけるに、合せて鄕村のすがたも一變して、鄕名と云ふものも、昔の如くならず、やう〳〵にうつりかはりて、私田私地多くなれりしなり、まづ莊園の起りは國々なる荒廢の田また原野などを諸院宮に玉はり、また佛寺にあて、開墾せしめ、その賜はれる田を別業（いはゆる下やしき）とせるに始り、また賜田より起れるあり、功田を朝家に返し奉らずして私有せるより起れるもあり、神社佛寺の寄附田より起りたるもあり

と聞ゆ、凡て荒蕪地を賜ひて開墾せしめたるが本にて、其田を別業とせしより權門勢家恣まゝに公民を驅役して墾闢をつとめて、其私を營むまに〳〵、私墾田、日々に多く、國衙の治にあづからず、賦稅も輕く調庸のつとめもなかりければ、百姓之を利とし、課役を遁るゝが爲に勢家の民となりて公田をばいとなまず、その莊園に聚り權家の威力を假り、國司の牽制をうけず、專ら莊田をたがへす故に、新立の莊園ます〳〵多く租調減省して、朝廷終に土地人民を失ふ事とはなりしなり（莊園考四五頁）

如上の記事に依れば莊園の起原は(一)は荒蕪地を新に開墾したる私墾田、(二)は朝廷の特恩に依つて賜はりたる賜田若くは國家に殊勳あつて賜はりたる功田の横領(三)は社寺へ寄進したる寄附田を其社寺を司る者共が肆まゝに自家の別莊として占有したるより始りたるものにして、その獲得の方法に於ては二樣あつて、其の一は(一)の場合の如く公然正當の手續に因つて合法的に得たるものなるべく、又他の一は(二)(三)の場合の如く或る時期に於て當然朝廷へ奉還すべきもの若くは本來個人の私有にあらざるものを横領したるが如き不正の手續に出でたるものあるも、要する所莊園その物の性質は最初は單純なる別莊地であつて、其の所有者の定住地以外に於ける所領地に過ぎなかつたようである、小山田與清氏は諸書を參考して「莊園の園は樹木をうゝる所より云ふ詞也、莊は山莊よりうつれる名也、貞永式目抄に園とは樹木をうゝる所也、此に莊園と云は國司のいろはぬ所をいふ」云々又「大安寺私財帳に園地二處一在二左京七條三坊、十四坪、一在二左京四條三坊、十六坪」云々（松屋筆記卷九十八）と云つて居るが、是に依ても莊園の性質は單純なる私營地に外ならざる事は明かである、小山田、栗田兩氏などよりヅット古き有職家野々宮定基が新井白石の質問に答へたる言の中にも莊園は「先王の法にあらず、私事に候故地は廣く候へ共俗に下屋敷島屋敷などゝ申意にて候」と云つて（新野問答白石全集本五五五六頁）所謂個人の湯沐の料に過ぎざることを斷言して居るのである、然るに古き文書には往々何の國何の庄（莊の字の略字）などゝあり、宛も莊園を以て Government の一部分であるかの如く鄉保庄と連稱し、國郡と村里との中間に於ける一ッの行政區劃であるかの樣に記したるものあり、殊に庄司庄官などゝ云へる官職めきた名稱も出來又莊園には地頭を置くことゝなりたるが如き事實を見れ

ば、其の時代には莊園は既に單純なる私の別業ではなく、郡村と同じ樣なる公けの區劃となつたかの如く思はるゝのである、併しソレは矢張ソウでなく、莊園はドコ迄も莊園であつて、全く私人の領有地に相違なかつたので、野々宮氏が「莊園は私領にて候へば郡にもあらず鄕にもあらず、一向に買得候へば境界之定めも無之物に候、或は又莊園の主人もなくなり子孫斷絕候へばつぶれ申候、又は往昔は富で貯置候も貧になりあとろへ申候へば人に賣與へ申候へば、昔迚も定れる莊と申もの無之候、今諸國に莊と申候所は昔の名殘にて何となく在名(ザイメイ)を稱ずるに田舍の名稱と云ふことなるべし」になりたるものに候、サテ莊園は私領にて候へば其領內にては國法にもかゝわらず自由を働申候」と云へるは(新野問答五五八)蓋しソノ通りの事であつて、狹生徂徠が其の著「南留別志」の中に「庄と云ふ物を郡のやうに思へるは誤なり、庄は庄園にて私田にあるべし、公田にはあるまじ……何の國何の郡何の庄何村と必ず云ふ事は誤りなるべし」と云つて居るも(卷之四、七枚目)亦之か爲めなるべし、されば吾妻鏡などの文面で見れば莊園は慥かに鄕保に並びたる名稱らしく聞ゆるも、廣いか狹いか一定の地域を有する行政區劃でもなければ自治團體にもあらず、全く個人の私有地に外ならざることは明かである。

(二) マナアの實質

英國のマナアは中世紀の社會を組織する建設的細胞(Construtive cell)と認むべき基本的團體であつたのである(Vinogradoff. Villainnage in England. P. 223.)而してコレが Estate を以て根本觀念とし經濟的利益を以て其の成立の要素とすることは日本の莊園と略々相似たるの觀なきにあらざるも、後者が唯だ單に權門勢家の私領にして、純然たる私法關係の制度なるに反し、前者は組織的自治團體の種類であつて、法的人格者(Juristic Person)であると云はねばならぬ、Henry Maine はマナアの本體を說明して「一定の地域を占有して組織的に完成したる結合聚團が其の上に領主を戴きて居る一ッの制度である事」を述べ、此の「マナアの土地は Tenemental lands と Domain land の二に區分せられ、前者は自由農民(free tenents と稱す)が耕作し、後者は隷農に依つて耕作さるゝ國王の領土なる事」を論じ、而して「此の二ッの土地はマナア聚團(Manorial Group)の完成に缺く可らざる要件なる事」を主張し、且つ進んで「tenemental land の自由農民はマナアの樞要機關なる法廷に陪席判事として出廷の義務ある

ものなれば、此の tenemental lands は勿論マナァの成立に必要であつたのであるが、之と同時に他の一方の Domain lands が無かつたならば又マナァの領主なる Lord の權力は Manorial にあらずして統括的の Seignory（君主權）となつて仕舞ふのである、故にマナァを構成するには此の二つの土地の存在を必要とすると云ふ事を詳述して居るのである（Village Communities. P. 134. 參照）然れども Maitland は Massingberd の說を引證して領主の demesne の存在せざるマナァが稀れには之れあつたことを立證し、その一例として Ingoldmells のマナァは即ちソレであつたことを記るし、斯る場合には領主は領內の土地を一括して農業家（farmer）に貸與し、ソレと同時に隸農の勞力を誅求するの權利をも其の農業家に讓渡したるなるべしとの想像說を述べて、稍や不得要領の意見を唱へ居るが（Collected Papers. Vol. III. P. 441. 參照）斯くの如き例外は假令之れありとするも、ソレは極めて稀有の場合であつて通例はメーンの說の如く、二種の土地を必要としたることは明かであつて、マナァの特徵が此の點にあつて存することは余の辨を待たざる所である、然れども マナァのマナァたる重大の要件はその法廷の存在にあるのである、マナァが獨立の自治團體として成立する以上は其の所領の地域內に於ける總ての訴訟、就中土地に關する紛爭の如きはマナァ自ら之を裁斷せざる可らざるや明かなれば、司法權の保有はその全制度の骨髓であつて、法廷の有無がマナァの本質を決定する標的である、然るに此の法廷の種類及構成法に就いては學者間に種々の異說あつて、現にメーン等は之を三種に分ち、第一は Leet 第二は Court Baron 第三は Customary Court となし、全然別種のものであつたかの如く主張し居るも Maitland 及 Vinogradoff 等は第二第三は一個の法廷であつて、二ッの法廷が別々に存在したるものにあらず、ソレは Halimatum と稱する一ッの法廷であつたと斷言し、多くの古文書などを引證して、之を二ッに區別したるは後世の記錄家の誤解に出でたることを論辨し居れり、事實果してソウであつたか、余の判斷に苦しむ所なれども、兎に角此の法廷がマナァ成立の要素であつて、是が其の領主に對抗して農民の權利を保護したる最も重大の機關であつた事は疑を容れざる事實である、但し此の法廷即ち Halimot は單に司法權のみを有する法廷にあらず、ソレと同時に評議體であつて、自治團體の利害に關する重大問題は領主と農民とが此の評議體で協定裁決して居つたものなることを記臆し置くの必要が

あらう（Vinogradoff Villainage. P. 224. 參照）アシュレー教授は Hall-Moot（即ち Halimot）を Court Leet と同視して、單に刑事裁判の法廷でありしものゝ如く認め居るも（English Economic History. The Middle Ages. P. 62. 參照）是は恐らくは誤解なるべしと思はる。

(iii) マナアの變遷

前に述べたる如くマナアは地方自治の聚團として其の發達の初期に於てはVill（村落）と混同して二者の間に判然たる區別がなかつたものである、ヴィルは行政の區劃であり、公法上の「ユニット」であるも、マナアは經濟的の不動産を根據とする私法上の「ユニット」である、前者は治安法に屬する制度なるも、後者は單に財産法に屬するものであると云へないことはないのである、乃ち此の二者の間には法理上何等必然的の關係を有せざるも、歴史上の事實を見れば、殆んと離るべからざる密着の關係を有し、多くの場合に於て常に一物の樣に混同せられて居つたのであつて、此の關係は遠く上古に溯れば溯るだけ密着して居つて、宛も何等の差別もなかつたかの如く取扱はれたるものである、メートランド教授が其著英國憲法史に於て「Manor と Township との間には事實上に於て密接の關係を有し、地理上同一の區域が一方より見ればマナアであり他方より見ればタウンシップであると云ふことは甚だ通例の事であつたのである」と述べて（憲法史五〇頁）上古の村落自治體はヴィルでもあり、マナアでもあつたことを認めて居るのであるが、マナアの初期に於ては蓋し皆斯くの如く村制と混同して發達したものであらう、

附記 Township は現今では村落と區別して都市と云ふことになりたれども、中世紀の始めに於ては拉丁語の Villa と同じ意義で、農村の自治團體を云つたものである、米國の Howard 教授は「米國地方制度史」に於て英國の上古の歴史に於ては、Tunscip（即ち Township）は自治制の最低級のもので、國家組織のユニットとなつて居つたと云ふ事を論じて居る。

然れどもマナアがヴィルと合して自治制の單位たりしことは、其の發達の初期に於てのみ斯くの如き性質を具備したのであつて、爾來數代を經過するに隨ひ漸次其の本質を變化し、マナアの領主たる者は何れも其の權力を肆にして領内の農民を威壓し、機會がある毎に其の直轄地（Domain land）を擴張して、結局マナア全體を自個の手中に横奪するが如き有樣となり、マナアは昔日の自治團體にあらずし

て稍や日本の莊園の如く權門勢家の私領となり、湯沐の料と變ぜんとするの傾向ありしに拘はらず、英國のマナァは日本の莊園とは少しく其の趣を異にし、適當に所謂莊園よりは寧ろ封建時代に於ける大名の領土に近き性質を有することゝなつたのであるが、ソレは例の史上に有名なる「ノーマン、コンクェスト」の結果であつて、英國の征服者ウイリヤム王はマナァを政治上の機關として、之を利用するの政策を取り、夫の Doomsday-book（ウイリヤム王が調査せしめたる大地籍簿）に於て公然マナァの存在を認めて之を其の臺帳に登錄したるのみならず、マナァの存在せざりし所には更に新たに之を作り、又少しにても之に類似したる領土あらば、悉くマナァとして登錄せしむるに至つたのである（Vinogradoff. The Growth of the Manor. P.301）而してウイリヤム王が斯くの如き政策を取るに至りたる動機は、勿論英國の征服は王の麾下に働らきたる「ナイト」の武功に依つて、其の目的を達したるものなれば、彼等に對する論功行賞の爲めにマナァの領主と云ふ在來の榮爵を利用せんとの方針に外ならないのである、故に此等の點より之を見れば、ウイリヤム王の下に出來たるマナァは、日本の莊園よりは大名の領地即ち藩の制度に類し居たること明かなれども、王がマナァを利用し、英國の全土を悉く之に分割して（アシュレー及ヲッグなどは全國皆マナァに分割されて居つたと述べ居るも Seebohm は Village Community に於てマナァの無かりし地方も往々之れあつたと云へり、併しソレは「ノーマン、コンクェスト」以前の事なるべし）最も重大の意義を與へたるは論功行賞の爲めばかりでなく、他に一大目的のあつた事で、ソレはウイリヤム王の新政府は軍事、財政、司法、警察等に關する政務執行の機關として、マナァを利用し、封建的の組織體を以て地方行政を巧みに行はんとするの主意であつたのである（Vinogradoff. The Growth. P. 302. 參照）故に此の點に於ては英國のマナァは殆んど全く中央政府の下に統轄せられたる行政區劃であつて、日本に於ける大名の領土とも、其の性質を異にし、宛も明治維新のとき封建制度は大名の藩籍奉還に依つて廢滅したるも、尙姑らく藩の名稱を存して舊藩主たりし大名若くは維新の際に功勞ありし人々を以て藩知事となし、一時便宜の政策を取りたると同一筆法に出でたるのである、されば「ノーマン、コンクェスト」以後のマナァは自治の本體を失ひたる行政區劃となつて仕舞つた樣に推定せらるゝのである、然れども歷史を辿つてマナァの變遷を詳か

にすることは中々容易の仕事にあらず、學者に依り著書に依つて、皆その所說を異にするの事實は如何に此の問題の解決が困難なるかを察するに足らん、余は唯々茲にその大要を述べたるに過ぎないのである。

(四) マナアと莊園との差異の要點

如上述ぶる所に依つてマナアと莊園とを比較して見れば二者の異同は略々明瞭なるべしと思はる、今茲に二者の特徵を對照すれば大體に於て左の相違あることが認めらるゝであらう。

(1) Manor は Manerium a Manendo 即ち Abiding Place を意味する言葉であつて、領主たる Lord は常にその領內に定住して、農民と其の利害を與にするを以て原則とするのである。

莊園は之に反し、別業即ち下屋敷の意味であつて、言葉ソレ自體が莊園の持主たる權門勢家がその土地に定住し居らざる事を示して居るのである、領主が土着して居るや否は唯だ名稱のみの問題でなく其の制度の上に重大の意義を有するものなるが、先づ此の點に於て彼と此とは正反對である。

(2) マナアは組織的の自治體で Territorial unit であり fiscal unit であつて、之に必要なる總ての機關を具備して獨立の生活を爲しつゝあつたのである。

莊園は單に個人の私領であつて、組織的の體制を具へたるものにあらず、國司不入の說(國司不入の不入は不入計の意にて、單に國家の租稅を賦課せずと云ふ事に解釋する人もある)より之を見れば國郡の治に于からざる獨立自治の區域であつた樣なれども、莊園その物が Village Communities の如き Corporate Body にあらずして簡單なる私領地に過ぎないのである。

(3) マナアは國郡村と同しく一ツの District であつて、一定の地域、一定の境界を有して居つたのである、合法的に明かに定つたる管轄區域を有することが自治體に缺く可らざる要件のであるが、マナアはソノ通り definite の地域を有して居つたのであつて其の面積は平均五千エーカスであつたらしい。

然るに莊園は其の持主の權力次第廣狹伸縮常ならずして、一つも極つたる面積を有することなく、星野蒿山が田制沿革考に「莊は一領一圓の稱號なれば、一鄕を割て四五莊と成し所も有、一莊に三四鄕を兼併したるも有、一鄕の內半ば莊と

なり、半ば鄕のまゝなるもあるべし、一莊にして郡を跨り他郡に及ぶも有し事にて、且割き且併せ、定制にあらず」と云へるが如きものであつたのであらう。

(4) マナァ成立の骨幹たる法廷は自治機關の中心であつて、領内の農民が領主に對してその權利を保護し得たるは全く之が爲めである、故にマナァは必ず此の法廷を有し、何れのマナァにも必ず之を具備して居つたのである。

然るに莊園は曾て此等の設備ありたることなし、故に莊民は領主より如何なる待遇を受くるとも、無條件にその意思に服從するより外なかつたのである、歴史家の記事に依れば日本の莊園は公租の負擔はなく、持主の取扱も甚だ寛大にして、公田の農民は爭つて莊民と爲れりと云ふことあれども、其の莊民の地位は純乎たる奴隷であつて、合法上に彼等の權利を保證するの機關なかりし、以上は彼等はマナァの自由農民どころか、其の Domain lands の小作者たりし隷農よりも、不幸の域に沈淪し居たるものなるべきは、想像に難からざるのである。

(5) マナァの領内は Tenemental lands と Domain lands との二つに區別せらるゝが通例であつて、此の區別はその制度の上に於て最も重要の區別である、前者を耕す農民は後者を耕す隷農と同じく領内の土地を小作する者なれども、彼等は皆自由農民であり、其の小作は事實永代小作であつて、領主と雖も之を褫奪することは出來ないのである、故に tenemental lands の存在は法廷と同じくマナァ成立の重大要件である。

莊園の小作制度は如何なる條件の下に行はれたるや余は未だ其の詳細を審かにすることあたはざるも、別に斯くの如き習慣の存することもなく、莊園の小作者は其の持主の意思のまゝに放逐せられし者なるべきは余の疑はざる所である。

(6) マナァには夫れ〳〵一定の勤務あり、毎週二日とか三日とかを限つて、領主の勤務に服事することあり、又臨時勤務として農事若くは其他の事に使役せらるゝ事あり、勿論自由農民と隷農との間には、此の勤務の條件に付いても多大の相違ありしも、兎に角一般にその處々の習慣故例に從つて極つた賦役を課せられたるものである。

然るに莊園は之に反し個人の私領なれば其の莊民はマナァの勤務の如き一

定の義務は課せられなかつたのである、賴朝以後は莊園は必ずしも國司不入の地にあらずして、段々公役を課せらるゝに至りたるも、兎に角マナァのソレの如く一般に定まつた勤務のなかつたことは明かであつて、此の點も亦マナァと莊園とは同じ樣のものではなかつたであろう。

(7) マナァは英國全般に普及したる制度であつて、假令二三の例外はあつても、先づ一般的の性質を有したるものである。

莊園は則ち然らずしてマナァの如く全國一般に行はれたる制度とは認むべからず、歷史家の傳ふる如く、全國の大半は權門勢家の莊園となつて橫領せられたるや否知るべからざるも、其の行はれたる範圍は勿論一般的のものにあらざりしことは是れ又明白である、故に莊園をマナァの如き全國畫一の制度と同視することは出來ないのである。

之を要するに英國のマナァは「ノーマン、コンクェスト」以來著るしく封建的の色彩を帶び、宛も之を形成したる胎兒であつたかの如き事實なきにあらざるが故に、日本の莊園が封建の濫觴であつて、莊園の發達が封建の完了であつたと云ふの點に於て、英國のマナァは日本の莊園に酷似して居ると云ひ度いのである、然れども其の實「ノーマン、コンクェスト」以後に於ては、マナァは既にその本質を變じて自治の精神を消滅して仕舞つたのである、乃ち余をして之れを云はしめたならば「ノーマン」の封建制度はマナァを潰して、其の跡に建てられたもので、名は利用であつても、實は之れに代はつて封建の新制度を作つたのである、然るに日本の莊園は漸次生長し發達して、完全なる封建制度を造り出したのである、莊園は封建の種子であつて、封建は此の種子が生長發達したる結果であつたのである、故にノーマンの軍事的封建と日本の武斷的封建とは酷似の點多くして、前者はマナァの中より現はれ、後者は莊園の中より現はれ來つて、マナァと莊園とは與に封建のエムブリオであつたかの如く思はるゝも、斯く斷定するは全く皮相の見であつて、ノーマンの軍事的封建は例へば芳ばしき橘樹を伐り倒して、其の株に苦き枳殼を接植したようなものであつて、英國のマナァはノーマンの封建制度とは何等の因果關係はなかつたのである、然れども同國憲法の骨髓なる自治制度がマナァの延長であり發達であつてノーマン人の軍國主義が之れを沮碍するの效果なかりしは英國民の爲

めに最も大なる僥倖であつたのである。

慶應義塾の
三田通りの
カフエー
米華堂
電話高輪三二六六
●アイスクリームとソーダ水
●アイスコーヒーと紅茶
●宴會至便料理と菓子は御存じの美味